

十和田地域広域事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日
十和田地域広域事務組合管理者
十和田地域広域事務組合消防本部消防長
十和田地域広域事務組合教育委員会

十和田地域広域事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、十和田地域広域事務組合管理者、十和田地域広域事務組合消防本部消防長、十和田地域広域事務組合教育委員会が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

2. 対象職員

本計画は、事務局、消防本部、教育委員会に所属する全職員を対象とします。

3. 現状の把握

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「府令」という。）第 2 条に基づき把握した項目は次のとおりです。（平成 26 年度）

(1) 職員数に占める女性の割合

- ① 正職員数 179 人
（行政職 16 人（うち派遣職員 9 人） うち女性 2 人（12.5%））
（消防職 163 人（うち派遣職員 163 人） うち女性 1 人（0.6%））
- ② 臨時・非常勤等職員 50 人 うち女性 34 人（68.0%）

(2) 採用した職員に占める女性職員の割合（平成 27 年 4 月 1 日）

派遣職員以外の職員は、平成 13 年度以降現在まで正職員の新規採用はありません。

(3) 平均した勤続年数の男女差（退職者の平均年齢）

- 男性 59.5 歳、女性 退職者なし
（行政職 男性 58.0 歳、女性 退職者なし）
（消防職 男性 60.0 歳、女性 退職者なし）

(4) 超過勤務の状況

月平均 145 人、一人当たり 13.43 時間

(行政職 月平均 3 人、一人当たり 7.51 時間)

(消防職 (本部) 月平均 22 人、一人当たり 14.07 時間)

(消防職 (署所) 月平均 119 人、一人当たり 18.71 時間)

(5) 管理職(課長以上)に占める女性の割合

13 人中 0 人

(行政職 4 人、消防職 9 人)

(6) 各役職段階の職員の女性の割合(係長以上)

76 人中 1 人 (1.3%)

(行政職 7 人中 1 人 (14.3%))

(消防職 69 人中 0 人)

(7) 男女別の育児休業取得率・平均取得期間

男性職員 0 人、女性職員 0 人

(8) 男性職員の配偶者出産休暇等取得率・平均取得期間

配偶者出産休暇等 取得率 69.2%、平均取得時間 18 時間

(行政職 0%)

4. 課題と具体的な取組及び数値目標

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

目標(1) 男性職員の育児参加の促進

① 平成 32 年度末までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得割合を 80%以上にする。

② 平成 32 年度末までに、育児休業を取得する男性職員の割合を 10%以上にする。

<取組内容>

ア 啓発資料の作成

育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇等の啓発資料を作成し、男性職員についても休暇等の各種制度の活用について周知を図る。

イ 職場の意識改革の推進

職員や職員の妻が出産予定の場合、できるだけ速やかに所属長に申し出るよう周知を図る。また、職場全体で休暇を取得しやすい雰囲気を作るよう努力する。

目標(2) 時間外勤務時間の縮減

平成 32 年度末までに、月平均時間外勤務の平成 26 年度実績「月 145 人、一人当

り 13.43 時間」から 20%以上縮減し、「月 116 人、一人当たり 11 時間以下」とする。

<取組内容>

時間外勤務の縮減

日常的な事務処理又は業務等について見直しを実施し、効率的な処理に努めるようにすることで時間外勤務等の縮減に取り組んでいく。

目標(3) 女性職員の派遣等の働きかけ

平成 28 年度から、構成市町村に対し女性職員の派遣等を働きかけていく。

<取組内容>

女性消防吏員募集の周知

消防吏員の派遣依頼は不定期であるが、次回消防吏員を募集する際に女性消防吏員の受験者を増やすため、ホームページ等を活用し積極的に広報していく。